

離となる第三経路

6 社車の運用区域の協定

社車は貨車の構造、出貨の行先、数量等の関係で、利用する場合に運用効率を低下させることが多いので、鉄道管理局はその社線の出貨状況および貨車の保有状況を検討して、社車を遊泊させない範囲で、国鉄線への運用区域または方面を協定して、返送空車キロ程をなるべく短縮するように努めるのである。(中尾稻三)

しゃしょうへんこう 車種変更 鉄道車両が改造によって車種および形式を変更することであって、単なる形式変更をも含めて車種変更という場合もあるが、一般には車両の構造の変更のみによる形式の変更は車種変更に含まない。従来行われたおもな車種変更をあげると、客車においては戦時中の優等車の3等車への改造、戦後の軍用車への改造などがあり、戦後焼失した電車の車体を利用して通勤客車にし、それをさらに荷物車に変更した例などがある。電車においても3等電車を2・3等合造車に変更したもの、貨車では車運車の活魚車への変更や、現在行われているトキをワムに改造等の例がある。機関車においては、大正10年から昭和5年にかけて行われたテンダ機関車をタンク機関車への改造等の例がある。

このほか大改造工事を伴わず修繕費弁で手を加えて車種変更の行われる例もあり、営業用車から事業用車に変更されるものなどがある。また車両称号規程の改正によって、必然的に車種変更が行われる場合もありうる。(横山勝義)

しゃしょう 車掌 車掌区におかれる職で、列車に乗務して旅客・荷物の取扱および列車の運転に関する事務を行うものである。

列車内の旅客の取扱に関する業務としては、等級変更、行先変更等のための車内補充券の発行、駅名・乗換または接続時間の案内等があり、車内において適時乗車券類の検査を行い不正乗車や誤乗の防止にも努める。

荷物の取扱に関する業務としては、手荷物・小荷物および小口貨物を発駅で列車に積み込み、車内で行先別に整理して着駅に引渡す作業を行う。

運転関係の業務としては、始発駅において列車の組成を確認し、途中駅における貨車の解結を行い、列車の出発合図を行う必要のある駅では、列車の出発合図を行う。列車運転中は、列車の運転状況に留意するのはもちろんのこと、とくに続行列車に留意し、追突の起らないように後方防護にあたっている。

このほか車掌区の区内において、車内補充券および車掌収入金の整理、乗務割の作製の補助、乗務員運用の補助等に従事するものを内動車掌と呼んでおり、乗務員の養成または実務指導にあたっているものを指導車掌または教導車掌と呼んでいる。また車掌の中には乗客のみを取扱う〔乗客専務〕、荷物のみを取扱う〔荷扱車掌〕などがある。

車掌の中で旅客公衆の秩序維持または荷物事故防止の事務を担当するもので、司法警察職員として職務を行うように指名されたものは、列車中における現行犯について、司法巡査としての職務を行うことができる。

車掌は車掌見習となってから2箇月または3箇月その実務練習に従事し、車掌採用試験に合格したものから採用される。

車掌は運転に関する業務を取扱うので、運転関係従事員の運転考査に合格したものでなければならない。(加藤誠次郎)

しゃしょうかんとく 車掌監督 国鉄の旧職名。列車乗務員を指揮監督するものことで、当時は雇員以上のものをもってこれにあてていた。その後昭和4・5年に車掌所主任と改められ、

さらに昭和11・9の職制改正により、現在の車掌区長に改正された。(加藤誠次郎)

しゃしょうく 車掌区 国鉄の鉄道管理局の現業機関。そのおもな担当業務は、列車乗務員の運用・指導および監督である。すなわち車掌、車掌見習、荷扱手、列車給仕および列車手が詰めているところであり、乗務行路により乗務割を作成し、これらの乗務員を適宜あん配して列車に乗務させたり、指導・訓練監督等を行うところである。列車乗務員の経済的運用にもっとも合理的な地理的条件を具備する箇所に設置されている。その数は119におよび、東京鉄道管理局の15箇所を筆頭に1局1〜7(平均4)設置されている。なお本区を置く程度にいたらない37の地区には支区が置かれている。

車掌区には車掌区長が置かれ、鉄道管理局長の指揮を受けて支区長、助役、庶務掛、車掌、車掌見習、列車給仕、荷扱手および列車手を指揮監督し、車掌区に属する一切の業務を処理している。これらの職員を車掌区従事員といい、また運輸運転従事員とも呼び、約22,800人(全職員の5%)いる。(宮坂正直)

しゃしょうしゃ 車掌車 列車乗務員が乗務するために使用する事業用貨車で貨物は積載しない。これには乗務員用の机・腰掛・区分棚・用品箱・長腰掛などが備えてあり、車掌弁・手ブレーキの設備がある。車掌車の記号は「ヨ」となっている。

昭和31・3月末現在の形式別の保有両数はつぎのとおりである。

形 式	両 数
1	3
1500	1
2000	85
2500	35
3500	1,312
計	1,436

列車乗務員の乗務用に使用する貨車は、車掌車のほかに有がい緩急車(ワフ・ワムフ)と、石炭緩急車(セムフ・セサフ)があるが、いずれも営業用を兼ねているものであって、貨物を2tないし10t積載できる。車掌車および緩急車の保有数は運用上まだ十分ではないので、その運行の合理化をはかるため、一般の貨車とはべつに運用計画を定めている。(酒本 昇)

しゃしょうしょうりやくせんく 車掌省略線区 車掌の要員事情によりその数に不足をきたすので、車掌の乗務を省略して、列車を運転してもよいことを鉄道管理局長が指定した線区である。

列車には運転車掌・客扱車掌および荷扱車掌と業務の種類に応じて、専任の車掌を乗務させることが理想であるが、運転上につぎのような制限を加えて、鉄道管理局長が指定した閑散な線区のみ、車掌の乗務を省略してもよいことにしている。

- 1 通信が途絶しても票券隔時法、指導隔時法を施行しない。
- 2 車掌の乗務していない列車は、事故等により退行運転または車両を遺留してはならない。
- 3 停車場における出発合図を駅長が担当する。
- 4 車掌省略線区を運転する一部の列車に車掌が乗務しても、運転状況表の記載を省略する。
- 5 車掌の乗務していない列車に対しては緩急車を連結しないでもよい。また車掌の乗務している列車を運転するときでも、緩急車の連結位置は最後部としないでもよい。
- 6 列車の後部標識は後部端梁の上部左側に1個掲出すればよい。
- 7 運転する列車に対しては運転の途中において車掌の行う任務を機関士が代行する。この場合列車が途中で停止したとき